

令和6年第8回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和6年8月26日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堺澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氣賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	<del>14番 宮澤 秀一</del>	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 眞武

○ 欠席した委員 (1名)

~~14番 宮澤 秀一~~

○ 事務局職員出席者

事務局長	入谷 吉博
次 長	山本 孝浩
主 任	竹村 直人
主 査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第43号 農用地利用集積計画の策定について (貸借)

議案第44号 農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業)

議案第45号 農用地利用集積計画の策定について (売買)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 7 番 (田村)

議事録署名人 8 番 (滝沢)

開 会 令和6年8月26日 午後2時58分

局 長 (入谷 吉博君)

それでは、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定時より若干早いですが、予定された皆様は全員お集りになりましたので、ただいまから令和6年第8回農業委員会総会及び協議会を開会させていただきますと思います。

それでは、まず初めに氣賀澤会長から御挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

改めまして、皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

毎晩ビールを飲むのに全然罪悪感のない暑さが続いております。

そんな暑い中、皆さん御存じだと思いますけれども、カントリーのほうは9月1日から開きまして、下在のほうは9月3日から稲の刈取りが始まるというような状況です。去年より1週間くらい早いような話になります。

また、台風も近づいてきておりまして、ゆっくり動いています。4年前でしたか、かなり雨が降ってソバが全滅した、そんな時期となりました。いろいろ農業に関しては心配事が絶えない気候状況だと認識しております。そんな心配のある中、またお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今日もまた慎重審議のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

局 長 (入谷 吉博君)

ありがとうございました。

それでは会議前の一言と農業委員会憲章の朗読でございますが、今回は12番の春日知也委員さんをお願いいたします。

12番 (春日 知也君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

前回はお休みしまして、北澤委員に急遽お願いした次第で、御迷惑をおかけしてすみませんでした。

今日の話は何にしようかなと思っていたんですが、先ほど上田委員からリクエストがありましたので、うちでやっている農業と福祉の取組についてちょっとだけ御紹介したいと思います。

農業と福祉の取組——農福連携と言われるものには大きく2つありまして、福祉のほうには障がい者の就労を支援するA型って言われる事業所とB型と言われる事業所があって、A型とB型がそれぞれ何をやるかによって大きく分かれてきているかと思えます。

A型事業所のほうを私どもではやっているんですけども、障がい者の方と期間の定めのない雇用契約を結んで最低賃金以上の給料を必ず支払うという

形でやっておりますので、やはりこちらは仕事の成果っていうのがかなり求められるタイプの農福連携になってきます。

その一方、          とか          がなさっているB型事業所——桜木園もそうですけども——との連携っていうのは、そこまで厳しい縛りではなくて、でも障がい者の方には作業の出来高に応じて賃金が支払われるという形で、むしろ働く場をつくるということが主になっているタイプの農福連携というのが私の理解です。

それで、A型事業所のほうでは、私どもの場合は、          のところに行って仕事をさせていただいたり          のところに行ってお手伝いをさせていただいたり、あるいは          のところへ伺うなどして、皆様のおかげでらせていただいております。

ですが、やっぱり、全然農業をやったことがない、なかなか仕事にも行けなかったっていう人たちが農業の現場に入ってきて一緒にやっていくわけです。そういう方々は心が傷ついていることが結構多くて、今までは人間関係がうまくいっていなかったということが普通なわけです。ところが、私たちもそうですけど、農作物に触ったりしているとちょっとほっとするわけです。気持ちが和らいできます。だから、うちに来ると、やっぱり皆さん、まずはほっとするっていうところがスタートです。

それで、毎日4時間働きましょうということでやっていくと体力がついてきて、自分と似たような限られたメンバーと一緒に働くことで人間関係も安定してきて、それから気力も充実してきて、そこら辺になると、今どきの言葉ですと自己肯定感というんでしょうか、自分は自分でいいんだっていうような思いがもう一度取り戻されてきて、それで、その先はもう一度一般社会に入って働こうとしていくとかいうところにつながっていくものなんです。

まだ私どもの施設から一般就労した事例はないんですけれども、それを目指してやっていこうねというように具体的に取組を始めている利用者さんもいらっしゃいます。

それで、僕らは毎日自分で何を作ってどうもうけようかっていうことを考えているので、農業で何をしようかっていうことを日々考えているわけなんですけれども、やっぱり、農福連携の形は、じゃあ農業で何ができるのかということ、景観の保全とか、いろんなことができるわけですけども、やはり人間同士の助け合いという部分も農業ができることなんだなというように毎日感じているところです。

農福連携はそんな具合ですので、肩肘張らず、こんな仕事はできるかなと、草刈りはできないのかとか、収穫はできないのかとか、簡単なものはどんどんやりますので、ぜひともお声がけいただければと思います。よろしく願います。

たします。

それでは駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

局長（入谷 吉博君）

ありがとうございました。

それでは、議事進行につきましては氣賀澤会長にお願いいたします。

会長（氣賀澤 道雄君）

それでは、これより令和6年8月1日付、告示第8号をもって招集した令和6年第8回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

14番 宮澤秀一委員より欠席の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は総会規則第15条第2項の規定により議長において7番 田村晴男委員、8番 滝沢久美子委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任（竹村 直人君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計3件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。

3-1で表示した場所になります。

下平区、XXXXXXXXXXの南1筆982㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は所有する農地と居住地が遠く管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて2件目でございます。

場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

3-2で表示した場所になります。

東伊那区、          の南2筆、計891㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は以前より借りて耕作している当地を取得したい、譲渡人は現在県外に在住しており農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続いて3件目でございます。

場所につきましては3ページ左側を御覧ください。

3-3で表示した場所になります。

東伊那区、          の南3筆、計953㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は以前より借りて耕作している当地を取得したい、譲渡人は現在県外に在住しており農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上3件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

23番 (山崎 幸夫君)

それでは1番ですが、位置図の2ページ左側を御覧ください。

今回申請になるのは三角形の黒塗りしてある部分であります。

それで、「3-1」と書かれているところは水田になっております。

それから、現在は、この三角形のところは「3-1」と書いてあるところと一体の水田として構造改善され、かなり古くから今回の譲受人である          さんに耕作していただいているという状況であります。

          さん——譲渡人は          に住んでおりまして、もうこちらへ帰ってくることはなさそうだということで、以前から耕作している          さんに譲渡してきちっと管理していただきたいということで契約が成立したものであります。

■■■■の耕作する田んぼに行ってみましたところ、畦畔も非常によく管理されておりましたし、それから近隣の方からの評判も非常にいいということで、譲渡に関しては特に問題ないと判断をいたしました。

以上です。

8 番 (滝沢 久美子君)

2番3番と続けて説明します。

譲渡人の■■■さんは■■■に長年お住まいの方で、農地をたくさん持っていらっしゃるんですけども、なかなか耕作ができなくているところです。

それで、位置図にありますように、以前から■■■さんにも■■■さんにも自宅近くの農地を管理していただいていたんですけども、それをそのまま農地として管理していただけるということで、こちらとしても遊休農地にならずに済んでよかったなど、ありがたいなと思っているところです。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第41号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (竹村 直人君)

それでは議案書4ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計3件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては5ページ左側を御覧ください。

5-1で表示した場所になります。

北割2区、■■■■の西1筆29㎡になります。



4 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は現在居住している住宅の庭と家庭菜園として使用するため当地を取得したい、譲渡人は僅かな面積の畑であり耕作する予定もないため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農用地区域外となっております。

農地区分につきましては3種、用途地域内で見えております。

続いて2件目でございます。

場所につきましては5 ページ右側を御覧ください。

5-2 で表示した場所になります。

市場割区、                    の東2筆、計417㎡になります。

4 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、使用貸借。

理由でございますが、借受人は現在それぞれの実家に居住しているが結婚を機に2人の生活スペースとなる持家を建築するため当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農用地区域外となっております。

農地区分につきましては3種、用途地域内で見えております。

続いて3件目でございます。

場所につきましては6 ページ左側を御覧ください。

5-3 で表示した場所になります。

中沢区、  の東1筆100㎡になります。

4 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、賃貸借。

理由でございますが、借受人は  の    
■工事に係る現場事務所として当地を一時的に使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農用地区域内となっております。

なお、一時的に転用する場合につきましては農用地区域内でも転用できるというものになっておりまして、今回は6か月間の一時的な転用となっており、貸借終了後は原状復旧することが必須となっております。

以上3件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明をお願いします。

10番 (塩木 操君)

1番ですが、位置図を見ていただくと分かりますように、  のすぐ

西側、■のほりで、位置図の申請地の道路側の建物は■さんの持家になっております。

それで、家から地続きで畑を耕作したいと、家庭菜園を作りたいということで、しばらくの間、草畑になっておりましたが、新しく家庭菜園として食べるものを作りたいというお話です。

現在の■さんの持家は、もともとは■さんという方のお宅で、農家でした。それで、倉庫があるんですが、そこをのぞいてきましたところ農具が残っていたということで、このぐらいの面積の家庭菜園でしたらやっていけるのではないかとということです。

それから、たまたま現地を見に行ったときにこの土地の隣の畑でジャガイモを掘っておりましたので、ちょっと話を聞いてみましたら、ここを家庭菜園として使いたいという話があったみたいで、お隣の畑の方も了承しております。

■さんは■から来ているんですが、奥さんは■で、今は■として勤めているということです。

家庭菜園で使うなら素人でもできるかなということで、問題ないんじゃないかと考えております。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

2番について説明します。

この土地は■さんが持っておられまして、7月の農業委員会で説明しました違う土地のところでもありましたけれども、お孫さんが■さんになります。

この土地は、今は畑で■が植わったり野菜を作ったりしておりましたけれども、その土地を宅地に変えるというものです。

それで、■さんの隣に■さんというお宅があるんですが、そのお宅にも建築に関して説明して了承を取っているということで、他の農地への影響もないということで、よいという判断をいたしました。

以上です。

1番 (森 武雄君)

それでは3番の説明をいたします。

6ページの位置図を御覧いただきたいと思いますが、中ほどに黒塗りの対象地があります。これは畑なんですけれども、その右のほうに丸い建物がありまして、これが■ということになっております。この■工事に伴いまして近くの畑の一部を工事業者が現場事務所と駐車場として6か月間賃貸借するという案件です。

8月2日に現地を確認いたしました。

借地には鉄板を敷いて土砂の流出防止の対策をしまして、現場事務所も設置しますけれども、高さもそれほどありませんので周りの農地への日照関係も問題ないと思います。

賃借期間の終了後につきましては原状復帰して返還するというのも工事業者の担当の■■■さんという方に確認いたしましたので、この案件については妥当ということで判断しました。

以上です。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1 6 番

(伊藤 宏美君)

2 番の譲渡人と譲受人が逆じゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

主 任

(竹村 直人君)

すみません。こちらは記載の誤りで、逆になっております。訂正のほうをお願いいたします。

1 8 番

(吉瀬 久司君)

1 番についてちょっと確認させていただきたいのですが、説明の中では家庭菜園でということだったので 3 条申請でもいいのかなという気はするんですが、備考欄に「住宅の庭と家庭菜園として使用するため」とあるので、庭も絡んでいるので 5 条申請ということ、そういう解釈でいいんですか。

主 任

(竹村 直人君)

申請上、そういった記載がありまして、それと併せて、土地の取引をする際にこの筆が単体で取引できるような土地であれば 3 条の農地としての移転っていうのも考えられるんですが、今回の土地につきましては、面積も少なく、農地としてこの筆だけ単体で扱うっていうのはなかなか現実的じゃないっていうことも含めて、今回は 5 条の申請ということで受けております。

1 8 番

(吉瀬 久司君)

はい。ありがとうございました。

会 長

(氣賀澤 道雄君)

ほかにありますでしょうか。

6 番

(小松 伸治君)

2 番のことですけれども、たしか、ここには■■■があって、現状はみんな切った後だと思うんですが、一部のみの使用貸借でもって住宅を建てるんですが、その他のところはただ木を切ったきりでそのまま置いておくっていうことなんですか。

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ちょっと詳しくは分かりませんが、木を切ったままで、ここにありません。[ ]さんは施設に入っていて、息子さんはいるんですが、ちょっと体のほうが弱いのでなかなか農耕はできないというような状況だと思いますので、たまに草を刈る程度じゃないかなというふうに認識しています。  
よろしいですか。
- 6 番 (小松 伸治君)  
分かりました。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ほかにありますでしょうか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第42号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
議案第43号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (高坂 貴和君)  
議案書7ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の策定について(貸借)を御説明し、御提案とさせていただきます。  
まず公告年月日でございますが、令和6年8月30日でございます。  
期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田4,355㎡、計4,355㎡でございます。  
貸手が1、借手が1です。  
(2)番(3)番の表につきましてはお目通しをいただき、8ページに詳細が載っておりますので御確認をお願いいたします。  
以上、御審議をお願いします。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
ありがとうございました。  
それでは、地元委員の補足説明がありましたらお願いいたします。——よろしいですか。  
[「はい」と呼ぶ者あり]

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
議案第 43 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 43 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。  
議案第 44 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。
- 主 査 (高坂 貴和君)  
議案書 9 ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。  
農用地利用集積計画総括表を御覧ください。  
公告年月日でございますが、令和 6 年 8 月 30 日でございます。  
期間の終期でございますが、5 年が田 5,646 m<sup>2</sup>、10 年が田 3,053 m<sup>2</sup>、計 8,699 m<sup>2</sup>でございます。  
貸手が 3、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。  
10 ページに利用権設定各筆の明細が載っておりますので、御確認をお願いいたします。  
3 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 6 筆を貸し付けるということになっております。  
長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付予定でございます。  
権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。  
以上について御審議をお願いします。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)  
それでは、議案第 44 号について原案どおり可決することに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 44 号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議案第 45 号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限規定により [ ] は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

( [ ] 退場)

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 45 号 農用地利用集積計画の策定について(売買)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (山本 孝浩君)

お願いします。

それでは議案書の 11 ページをお開きください。

議案第 45 号 農用地利用集積計画の策定について(売買)を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日は令和 6 年 8 月 30 日を予定しております。

売買の面積は田んぼ 7,170 m<sup>2</sup>、売手買手ともに 2 となっております。

なお、2 件の売買につきまして今月 8 日に農地あっせん審査会を開催しております。

12 ページの所有権移転一覧表を御覧ください。

1 件目につきましては長野県農業開発公社から [ ] さんが買い受ける内容となっております。

対象となる農用地の面積は 2,703 m<sup>2</sup>、対価は 81 万 5,200 円でございます。

13 ページを御覧いただきたいんですが、13 ページの左側の図面となります。

場所は北割 2 区、 [ ] の北側に位置しております。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡し時期につきましては令和 6 年 9 月 17 日でございます。

続いて 2 件目でございますが、長野県農業開発公社が [ ] さんから買い受ける内容となっております。

対象となる農用地の面積は 4,467 m<sup>2</sup>、対価につきましては 76 万円となって

おります。

位置につきましては13ページの右側の図面を御覧ください。

場所は下平区、[REDACTED]の北側に位置しております。

こちらの所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期につきましては令和6年9月20日となっております。

1件目の農地に関わる前所有者、2件目の買取り予定者につきましては所有権移転一覧表の左下に記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

以上2件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

地元推進委員のほうで説明がありましたら……。――よろしいですか。

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第45号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第45号 農用地利用集積計画の策定について(売買)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔[REDACTED] 入場・復席〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和6年第8回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

閉 会 午3時40分